

「群馬県がん対策連携企業」ロゴマーク利用要領

(趣旨)

第1 この要領は、「群馬県がん対策連携企業」登録制度実施要綱（以下「要綱」という。）第13条第3号に規定する「群馬県がん対策連携企業」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの目的)

第2 ロゴマークは、要綱第13条第3号の規定により「群馬県がん対策連携企業」として登録された企業・団体（以下「連携企業」という。）が、自ら連携企業であることを広く県民に周知することを目的として利用するものとする。

(図柄等)

第3 ロゴマークは、全ての連携企業が利用することができる。ただし、利用に当たっては、第5に定める手続きを行わなければならない。

2 連携企業は、別に定める「ロゴマーク利用ガイドライン」に沿ってロゴマークを使用しなければならない。

(利用の範囲)

第4 ロゴマークは、次の各号に掲げる場合に利用できるものとする。

- (1) 連携企業のパンフレット又はホームページにおいて、連携企業であることを紹介する場合
- (2) 連携企業の事業所等に連携企業であることを掲示する場合
- (3) 連携企業の従業員が使用する名刺に印刷する場合
- (4) その他、群馬県知事（以下「知事」という。）が適当と認める場合

(利用申請及び承認)

第5 ロゴマークを利用しようとする連携企業（以下「申請者」という。）は、「群馬県がん対策連携企業」ロゴマーク利用申請書（別記様式第1号）を知事あてに提出しなければならない。

2 知事は、内容を審査の上、適当と認めた場合は、「群馬県がん対策連携企業」ロゴマーク利用承認書（別記様式第2号）（以下「承認書」という。）を申請者あて交付するとともに、ロゴマークの電子データを提供する。

3 知事は、承認書の交付に際して必要があるときは、利用条件を付すことができる。

(利用承認の基準)

第6 ロゴマークは、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には利用の承認を行わない。

- (1) 「群馬県がん対策連携企業」登録制度の趣旨に反するおそれがある場合
- (2) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動目的で利用されるおそれがある場合
- (3) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (4) 不当な利益を上げるために利用されるおそれがある場合
- (5) 特定の個人または団体の売名に利用されるおそれがある場合
- (6) 自己のシンボルマーク又は商標、意匠として利用されるおそれがある場合

(7) その他、知事が不適当と認めた場合

(利用期限)

第7 ロゴマークの利用期限は、要綱第7条の規定による連携企業の登録有効期間内とする。

(利用料)

第8 ロゴマークの利用料は、無料とする。

(利用責任等)

第9 ロゴマークを利用する連携企業（以下「利用者」という。）は、知事が承認した用途に限定してロゴマークを利用し、その権利を第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、または代理利用することは認めない。

2 ロゴマーク利用に関する一切の責任は、利用者が負うものとする。

(報告)

第10 利用者は、知事から求めがあった場合には、ロゴマークの利用状況等を報告するものとする。

2 知事は、前項によりロゴマークの利用が適切でないと認めるときは、利用を中止させることができる。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

1 この要領は、平成30年10月12日から施行する。

附則

2 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

3 この要領は、令和7年10月21日から施行する。